

平成 21 年 3 月 18 日

各位

会 社 名 東 洋 電 機 製 造 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 大 澤 輝 之
(コード番号 6505 東証第 1 部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 総 務 部 長
儀 員 明
(TEL 03-3535-0631)

建設業法に基づく営業停止処分について

当社は、北海道札幌市発注の平成 15 年 4 月 1 日から平成 17 年 12 月 14 日までの間における特定電気設備工事に関して、独占禁止法第 3 条の規定に違反する行為があったとして、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受け確定したことにより、本日、建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づき、国土交通省から下記の通りの営業停止処分を受けました。

当社は、この処分を厳粛に受け止め、引き続きコンプライアンス体制の徹底を図り、信頼の回復に努めて参ります。

なお、本件処分による業績等への影響につきましては、現時点では不明であるものの、軽微であると考えております。

記

1. 停止を命じられた営業の範囲

北海道の区域内における電気工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

2. 期間

平成 21 年 4 月 2 日から平成 21 年 4 月 16 日までの 15 日間

以上